



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始
(市道 天神川垂水駅福田線)
[建設局道路管理課] 1852
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項
の変更(舞多聞西3丁目てらいけ自治会)
[企画調整局参画推進課] 1852
- ▽特定生産緑地の指定の解除(山田53ほか)
[都市局都市計画課] 1853
- ▽補食給食食券代金の徴収業務委託
[教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 1855
- ▽身体障害者福祉法による医師の指定等
[福祉局障害者更生相談所] 1855
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律による指定自立支援医
療機関(育成医療・更生医療)の指定
[福祉局障害者支援課] 1868
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等
の変更 [福祉局保護課] 1871
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の
廃止 [福祉局保護課] 1871
- ▽生活保護法等による施術者の指定
[福祉局保護課] 1871
- ▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃
止 [福祉局保護課] 1872
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等
の変更 [福祉局保護課] 1872
- ▽利用料金の承認(神戸市立東部在宅障害者
福祉センター) [福祉局障害福祉課] 1873
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始
(市道 大橋2号線ほか)
[建設局道路管理課] 1874
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始
(市道 西垂水219号線ほか)
[建設局道路管理課] 1875

公 告

- ▽大規模小売店舗立地法第6条第2項による
届出(須磨パティオ)
[経済観光局経済政策課] 1875

- ▽大規模小売店舗立地法第5条第1項による
届出(神戸ダイヤモンドビル)
[経済観光局経済政策課] 1877
- ▽農用地利用集積計画の決定
[農業委員会事務局] 1879
- ▽建築協定書の提出及びその縦覧(グリーン
コリドール西神中央建築協定)
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1882
- ▽建築基準法第86条の5第4項の規定によ
る取消しの公告
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1882
- ▽放置物件の撤去及び保管
[港湾局神戸港管理事務所] 1883
- ▽放置物件の撤去及び保管
[港湾局神戸港管理事務所] 1884
- ▽開発行為に関する工事の完了(東灘区鴨子
ヶ原3丁目) [都市局都市計画課] 1884
- ▽開発行為に関する工事の完了(垂水区西舞
子4丁目) [都市局都市計画課] 1885
- ▽建築基準法第42条1項5号の規定に基づ
く道路の指定
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1885
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する
条例第2条第1項の規定に基づく道路の変
更又は廃止の承認
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1886
- ▽神戸国際港都建設下水道事業の認可に係る
図書の写しの縦覧(神戸市公共下水道)
[都市局都市計画課] 1886
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する
条例第2条第1項の規定に基づく道路の変
更又は廃止の承認
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1887

告 示

神戸市告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年8月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	天神川垂水駅 福田線	神戸市垂水区日向1丁目165 番1地先から	新	191.90	最大 13.00 最小 10.60
		神戸市垂水区福田1丁目160 番8地先まで	旧	191.90	最大 15.00 最小 13.60

神戸市告示第384号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月24日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

舞多聞西3丁目てらいけ自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区舞多聞西3丁目10番17号

(3) 代表者の氏名

西村 裕子

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区舞多聞西3丁目10番17号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番3号」を「神戸市垂水区舞多聞西3丁目10番17号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「陣内 詩子」を「西村 裕子」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番3号」を「神戸市垂水区舞多聞西3丁目10番17号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年6月20日

神戸市告示第387号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

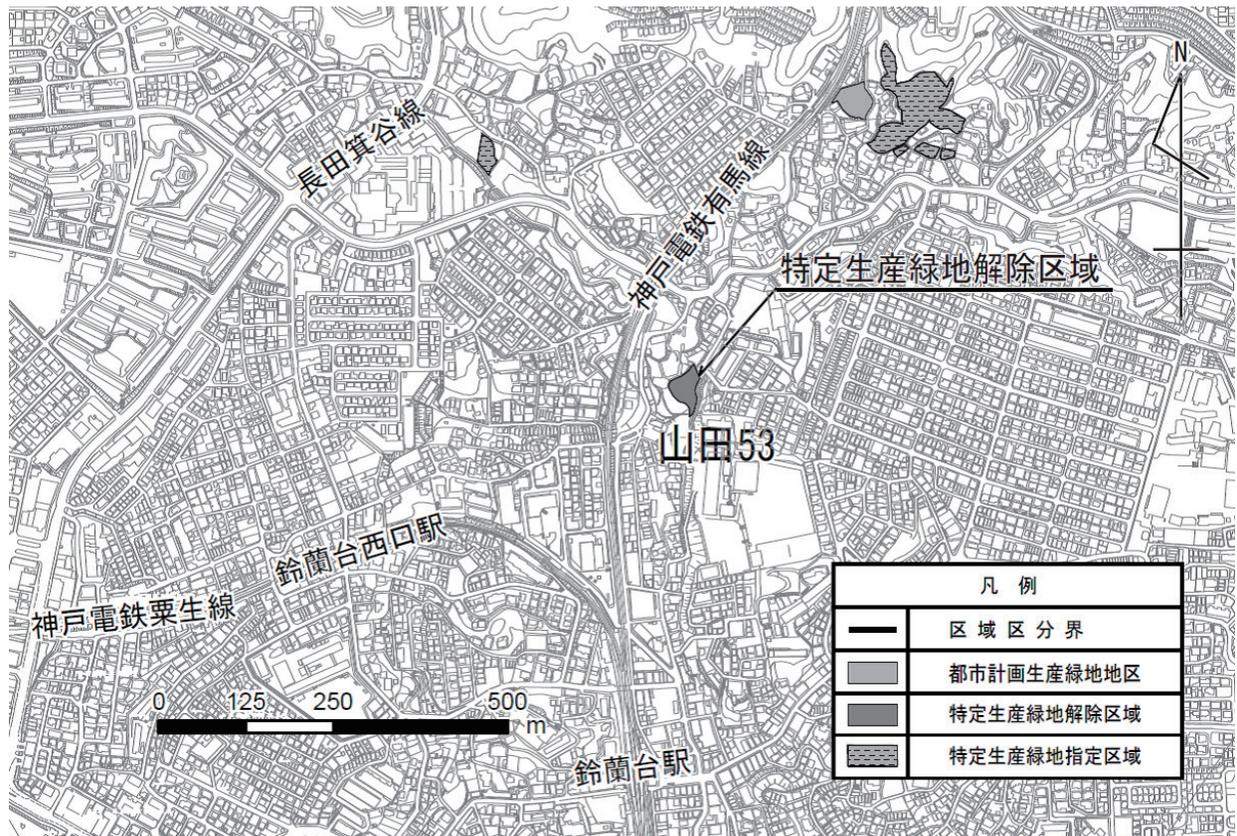
令和4年9月6日

神戸市

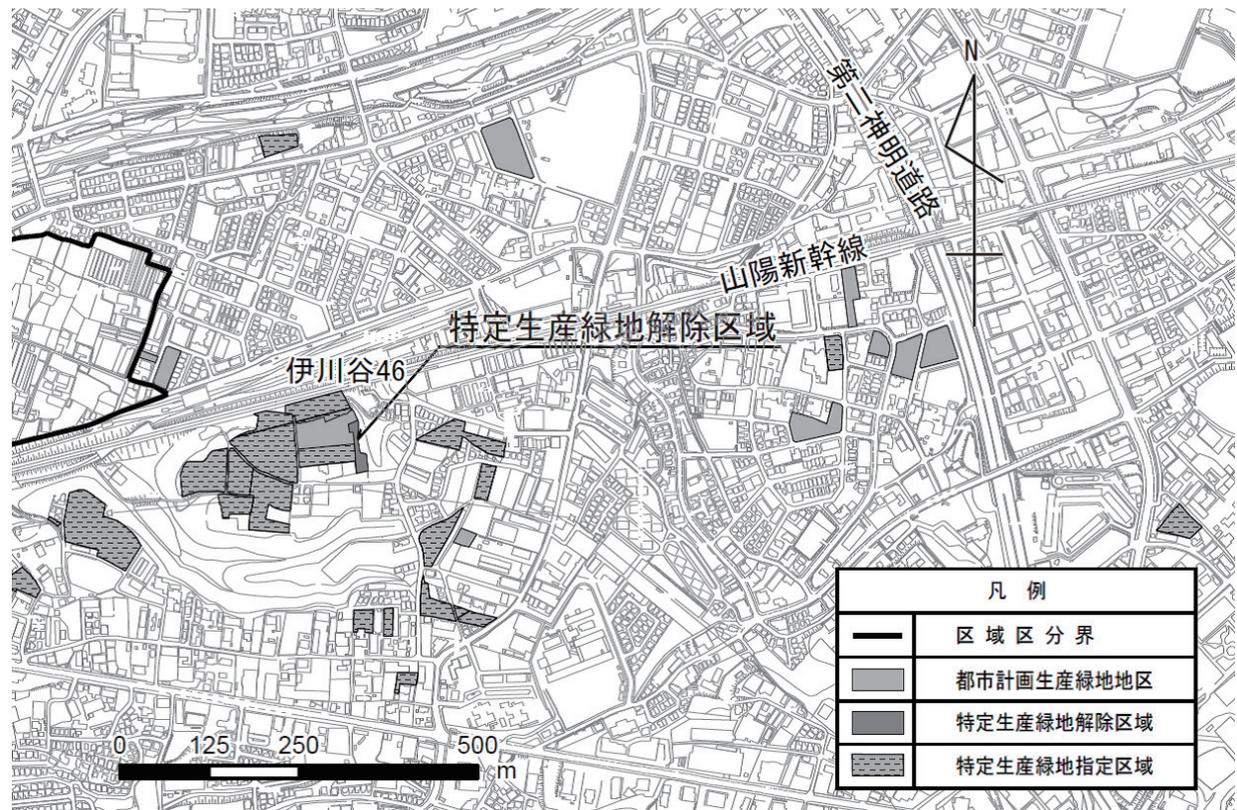
代表者 神戸市長 久元喜造

生産緑地地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地の指定を解除した面積（ha）	申出基準日	図
山田53	北区鈴蘭台北町2丁目4-50	0.16	2022年10月6日	1
伊川谷46	西区伊川谷町別府541	0.06	2022年10月6日	2

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地指定図 1



特定生産緑地指定図 2

神戸市告示第388号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次に掲げる学校に係る補食給食食券代金の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

1 学校名及び受託者

学 校 名	委 託 先
神戸市立神戸工科高等学校	大阪府中央区南本町1丁目7番15号 株式会社馬淵商事大阪支店 代表者 吉松 康成
神戸市立楠高等学校	神戸市兵庫区御崎本町2丁目2番1号 鶴家給食 代表者 石田 邦子
神戸市立摩耶兵庫高等学校	神戸市須磨区板宿町3丁目7番24号 株式会社とくしま 代表取締役 大西 政雄

2 委託を開始した日

令和4年4月1日

神戸市告示第389号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので、神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により、勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏 名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和3年7月1日	林 奈央	形成外科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	高尾 信太郎	外科	
	小林 憲恭	内科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
	渡邊 秀	整形外科	
	福島 康久	脳神経外科	灘区山田町3丁目2番29号 アーバン エース六甲山田パル1階 ふくしまクリニック

松本 佑介	内科	灘区篠原南町2丁目4-5 松本医院
荒木 健	神経内科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
小泉 直史	内科	
岩城 謙太郎	外科	
加藤 怜	整形外科	
山下 伸之輔		
高田 風	腎臓内科	
阿部 陽平	泌尿器科	
堤 尚史		
萩本 裕樹		
服部 悠斗		
近藤 忠一	血液内科	
近藤 麻代	心臓血管外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
曾谷 令	眼科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
曾谷 育之		
奥田 実奈		
岸本 真椰		
中鉢 亜弥		
的場 俊	神経内科	
林 正裕		
木村 正夢嶺		
古東 秀介	神経内科	
横井 純	耳鼻咽喉科	
後村 大祐	形成外科	
上田 美怜		
青木 大地		
榊原 俊介		
北角 英晶	小児科	
近藤 淳		
中谷 尚子		
西坂 一馬	リウマチ科	
中川 大章		
岩井 秀浩	循環器内科	

中西 祐介		
福田 旭伸		
高橋 宏明	心臓血管外科	
宮原 俊介		
横山 直己	泌尿器科	
藤本 卓也		
西岡 遵		
岡村 泰義		
原 琢人		
兵頭 洋二		
西岡 祐希	呼吸器外科	
田根 慎也		
渡邊 大輔	消化器内科	
清水 将来	消化器外科	
貞村 祐子	脳神経外科	中央区上筒井通6丁目2番43号 神戸平成病院
松下 哲也	内科	
神頭 誠	整形外科	
平賀 紀行	泌尿器科	中央区中山手通7丁目3番18号 神戸マリナーズ厚生会病院
藤澤 亮裕	外科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
玉岡 拓也		
瀧上 俊作	整形外科	
柴田 洋作		
白木 恵梨子	形成外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
久米 佐知枝	呼吸器内科	
北川 聡	腎臓内科	中央区北長狭通5丁目7番17号 原泌尿器科病院
池田 圭佑	外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
吉村 慧一	整形外科	
山本 真弘		
金本 義明	消化器外科	
米田 梓	整形外科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
森下 雅之		
合田 由香利	小児科	
泉 絢子		

矢谷 和也		
濱田 佳奈		
久保 慎吾		
橋本 慎也	整形外科	中央区北長狭通5丁目3番5号 荻原整形外科病院
三上 城太	外科	兵庫区東山町3丁目3番1号
村上 弘大	消化器外科	川崎病院
泉谷 環	腎臓内科	兵庫区水木通10丁目1番12号
池村 恵	消化器内科	神戸大山病院
前田 英美	耳鼻咽喉科	兵庫区御崎町1丁目9番1号
生方 晋史	内科	神戸百年記念病院
西出 征司	循環器科	
安田 考志	腎臓内科	
兒玉 隆之	消化器内科	
中島 幸一	消化器外科	
篠崎 雅史	泌尿器科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
清家 信	神経内科	長田区久保町2丁目4番7号 神戸協同病院
岩谷 真季	リウマチ科	長田区一番町2丁目4番地
吉井 貴彦	泌尿器科	神戸市立医療センター西市民病院
井之上 杏奈	眼科	長田区腕塚町4丁目1番13号 新長田眼科病院
白井 敦	腎臓内科	長田区松野通2丁目2-34 3F 山本クリニック
庄野 阿侑	循環器内科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
錦戸 利幸		
日笠 雄太	消化器内科	
藤井 彩加	眼科	須磨区衣掛町3丁目1番14号
長嶋 達也	脳神経外科	新須磨病院
出嶋 哲也	形成外科	
江原 豊	整形外科	
長谷川 章	内科	須磨区月見山本町1丁目5番34号 長谷川医院
辻 雄太	神経内科	垂水区旭が丘1丁目9番60号1F
生田 奈央	内科	おひさまクリニック

西村 理宇	耳鼻咽喉科	垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院
渡邊 真生	整形外科	
中島 義和	脳神経外科	垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
松岡 幸代	内科	
川平 敏博	心臓血管外科	
住井 敦彦	消化器外科	
西川 達也		
万井 真理子		
杉村 直毅	内科	垂水区清水が丘2丁目5番1号 佐野病院
原田 俊彦	整形外科	垂水区小東台868番37 順心神戸病院
高橋 理砂	内科	垂水区福田3丁目3番11号 糖尿病・腎透析にしかげ内科クリニック アネックス
南 健一郎	内科	北区長尾町上津4663番地の3 ありまこうげんホスピタル
吉田 誠克	神経内科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
福崎 隼	整形外科	
大石 隼人		
中村 慶	消化器外科	
中島 高広	外科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
木村 賢司	呼吸器外科	
岡本 柊志	消化器外科	
梶田 鉄平	眼科	北区山田町上谷上字古々谷12番地の3 真星病院
南 祐佳里	脳神経外科	北区有野町中町1丁目10番地18 もえぎクリニック
矢葺 貴文	内科	西区池上1丁目7番地18 伊川谷北病院
永井 遼司	眼科	西区糀台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
藤原 雄太	内科	
斉藤 克寛	循環器内科	
鈴木 雅貴		
吉野 健史	消化器外科	
井本 寛東	血液内科	

	米谷 昌彦	小児科	西区井吹台東町2丁目13番地 なでしこレディースホスピタル
	小島 涼	内科	西区大津和1丁目7-8 west2000 302 向原クリニック

2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和4年4月1日	梶 瑞佳	小児科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
令和3年4月28日	大西 和雄	内科	東灘区住吉本町1丁目24番13号 東神戸病院
令和3年12月31日	徳田 剛宏	循環器内科	東灘区本山中町4丁目1番8号 宮地病院
令和4年3月31日	岡林 克典	内科	東灘区深江北町2丁目7番5号コン フォート芦屋西1階 西宮渡邊心臓脳・血管センター東灘ク リニック
	藤田 雅広	整形外科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
	上田 健博	神経内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
	岡山 公宣		
	吉川 正章		
令和4年2月28日	中井 友昭	脳神経外科	
令和4年3月31日	柳沢 俊学	耳鼻咽喉科	
	内藤 純子	内科	
	馬場 久光		
令和4年2月3日	藤平 和弘	内科	
	森山 啓明		
	山田 克己		
令和4年3月31日	石田 泰久	形成外科	
	大澤 沙由理		
	北野 大希		
	長谷川 泰子		
令和4年4月1日	村井 信幸		
令和4年4月13日	古出 隆大	外科	

令和4年4月1日	青砥 悠哉	小児科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
令和4年3月31日	池田 真理子		
	北山 真次		
令和3年10月31日	長野 智那		
令和3年3月31日	福嶋 祥代		
令和3年9月30日	吉田 阿寿美	リウマチ科	
令和4年4月30日	藤川 良一		
令和4年3月31日	山本 譲	循環器内科	
令和4年4月1日	坂井 淳	心臓血管外科	
令和4年3月31日	井上 武		
	大村 篤史		
	村上 優	泌尿器科	
令和4年4月1日	小川 悟史		
	坂本 茉莉子	呼吸器科	
令和4年3月1日	田村 大介	消化器外科	
令和4年4月13日	内海 昌子		
令和3年3月31日	田村 太一		
令和4年4月30日	水本 拓也	感染症内科	
令和4年4月1日	飯島 健太		
	坂口 拓夢		
	西村 翔		
	圓尾 友梨	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院	
令和4年1月31日	今村 博敏		脳神経外科
令和4年3月31日	松下 章子		内科
	松添 晴加		形成外科
	松永 一宏		整形外科
	小林 由典		小児科
	橋本 尚子		
	吉田 健司		
	石上 雅之助		心臓血管外科
	喜多 亮介		消化器外科
	北 正人	産婦人科	
	長谷川 耕平	感染症内科	
令和4年6月30日	林 拓二	耳鼻咽喉科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
令和4年3月31日	藤井 悠花	外科	

	小川 恭一	心臓外科	
	三田 俊彦	泌尿器科	
平成31年3月31日	渡邊 彩子	消化器外科	
令和4年5月2日	中山 伸一	消化器外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
令和4年3月31日	倉科 徹郎	リハビリテーション科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
	俣木 宏之	内科	
令和3年3月31日	神村 真人		
令和4年3月31日	原田 義文	整形外科	
	平田 裕亮		
	国村 彩子	循環器内科	
令和4年4月1日	安齊 見	整形外科	中央区港島南町1丁目4番12号 あんしん病院
	谷口 朋	腎臓内科	中央区北長狭通5丁目7番17号 原泌尿器科病院
令和4年3月31日	小林 照之	外科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
	竹田 充伸		
令和4年4月1日	岡 直人	耳鼻咽喉科	兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
	西 憲義	外科	
令和4年5月31日	鶴田 宏明	外科	兵庫区荒田町1丁目9番19号 小原病院
令和4年3月31日	花山 寛朗	脳神経外科	兵庫区大開通9丁目2番6号 吉田病院
令和3年12月31日	李 宗南	消化器内科	兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
令和3年12月24日	浅野 順	整形外科	長田区川西通2丁目3番地の1 朝日診療所
令和4年3月10日	山本 美保	眼科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
令和4年4月1日	鷺見 宗一郎	循環器内科	須磨区大池町5丁目18番1号 高橋病院
令和4年3月31日	片上 祐子	内科	須磨区友が丘7丁目1番31号 新須磨リハビリテーション病院
令和3年3月31日	籠島 瑞穂	リハビリテーション科	垂水区旭が丘1丁目9番60号1F おひさまクリニック

令和4年4月1日	岸 真示	消化器外科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
令和4年3月31日	藤田 悠司	外科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
	大西 政彰	整形外科	
	江田 裕嗣	消化器内科	
	深堀 隆	内科	北区緑町7丁目2-3 MDビルⅡ2F 深堀呼吸器科内科クリニック
	山本 昭成	眼科	西区糺台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
	成宮 悠爾	神経内科	
	岩崎 純治	外科	
青木 伸明	整形外科		
令和4年3月31日		齋藤 富彦	
令和4年3月31日	中川 雅之	循環器内科	
	中井 雅史	腎臓内科	
令和4年3月31日	伊藤 凌	消化器内科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
	福田 明	神経内科	

3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏 名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
平成30年1月1日	大久保 悠祐	外科	垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院
			中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
令和4年2月1日	辻本 健児	内科	垂水区旭が丘1丁目9番60号1F おひさまクリニック
			垂水区古東山本町2丁目10番26号 新国内科医院
令和4年2月14日	滝吉 優子	リハビリテー ション科	兵庫区大開通9丁目2番6号 吉田病院
			須磨区友が丘7丁目1番31号 新須磨リハビリテーション病院
令和4年3月31日	佐野 翔平	整形外科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
			中央区楠町7丁目5番2号

			神戸大学医学部附属病院
	田中 秀弥	整形外科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和4年4月1日	吉崎 飛鳥	呼吸器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	登村 信之	産婦人科(婦人科)	西区糀台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
			東灘区御影本町4丁目11-5 登村レディースクリニック
	生田 健明	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
	村井 佑輔	眼科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
	西 将康	消化器外科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
			灘区備後町3丁目2番18号 西病院
	高原 佳央里	神経内科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
大西 洋輝	整形外科	北区山田町下谷上字梅木谷37番3 神戸ほくと病院	
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院	
長田 尚介	整形外科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院	
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院	

南 晶洋	消化器内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
上田 悠貴	消化器外科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
藤田 俊史	整形外科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
		中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
渡部 俊介	神経内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
矢富 敦亮	循環器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
西山 将広	小児科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
巻渕 弘治	外科	垂水区小束台868番37 順心神戸病院
		中央区港島中町4丁目6番地 ポートアイランド病院
南 弘樹	整形外科	中央区北長狭通5丁目3番5号 荻原整形外科病院
		中央区中山手通7丁目23番16号 小沢医院
宮田 至朗	脳神経外科	垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院
		兵庫区大開通9丁目2番6号 吉田病院
川口 亜記	呼吸器内科	中央区楠町7丁目5番2号

		神戸大学医学部附属病院
		須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
古屋 誠彦	整形外科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
		須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
大森 敏弘	外科	垂水区小束台868番37 順心神戸病院
		垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
寺下 徹弥	整形外科	垂水区小束台868番37 順心神戸病院
		垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
長谷川 恭久	外科	兵庫区和田宮通6丁目1番34号 三菱神戸病院
		北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
住本 恵子	循環器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
湯村 真沙子	呼吸器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
橋本 翔	循環器内科	須磨区大池町5丁目18番1号 高橋病院
		北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
喜田 栄作	消化器内科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
		北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
松尾 智哉	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院

			北区山田町下谷上字梅木谷37番3 神戸ほくと病院
	山口 晶	整形外科	中央区港島南町1丁目4番12号 あんしん病院
			西区糺台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
	徳岡 秀紀	神経内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
令和4年5月31日	抽冬 晃司	整形外科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和4年7月1日	榊原 晶子	歯科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			兵庫区和田宮通6丁目1番34号 三菱神戸病院

4 医療機関の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
令和3年5月8日	近藤 誠宏	内科	北区藤原台中町1丁目4番1号 近藤内科クリニック
			北区有野中町2丁目16-5 近藤内科クリニック
令和4年3月31日	岡田 裕子	内科	中央区加納町1丁目3番2号コトノハ コ神戸1階 糖尿病・内分泌・漢方内科 神戸おか だクリニック
			中央区加納町1丁目3番2号コトノハ コ神戸1階 新神戸おかだクリニック
令和4年4月1日	稲見 則仁	循環器内科	西区押部谷町高和775番地 西北ハートクリニック
			西区押部谷町高和775番地 西北クリニック

5 医療機関の開設を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
令和4年3月1日	岡田 大志	整形外科	垂水区舞子台7丁目2番1号 舞子台病院
			長田区菅原通4丁目205番地16 岡田整形外科クリニック
令和4年4月1日	一瀬 良英	リウマチ科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			垂水区陸ノ町2番地3号201 いちせ内科リウマチクリニック
令和4年5月2日	辻本 健児	内科	垂水区古東山本町2丁目10番26号 新国内科医院
			垂水区城が山1丁目10-35 すこやか在宅クリニック
平成4年6月1日	山根 正之	小児科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
			北区藤原台中町1丁目2-1 やまね小児科

6 氏名変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の名前
			変更後の名前
令和3年12月13日	土井 朝子	感染症内科	岩田 朝子
			土井 朝子
令和4年5月11日	平野 真由香	眼科	林田 真由香
			平野 真由香

神戸市告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元 喜造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種 類	所 在 地
令和4年7月1日	あんしんクリニック 住吉(更生医療のみ)	整形外科	神戸市東灘区住吉本町1丁目1番2 号 JR住吉駅NKビル1階
令和4年7月1日	医療法人 昭生病院 (更生医療のみ)	腎臓	神戸市灘区鶴甲3丁目13番19号
令和4年7月1日	武富整形外科(更生 医療のみ)	整形外科	神戸市中央区中山手通1丁目24番4 号 ドラゴンズビル4階
令和4年7月1日	まつしまクリニック	腎臓	神戸市須磨区中落合3丁目1番10号 LUCCA名谷2F・4F
令和4年7月1日	医療法人社団藍蒼会 しもかどクリニック	腎臓	神戸市垂水区平磯4丁目3番21号
令和4年7月1日	医療法人社団あおぞ ら会 にしかげ内科 クリニック(更生医 療のみ)	腎臓	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目19番9 号
令和4年7月1日	ふじよし矯正歯科ク リニック	歯科矯正	神戸市垂水区舞多聞東2丁目1番45 号 ブルメール舞多聞内
令和4年7月1日	AEON FOOD S TYLE西神中央店薬 局	薬局	神戸市西区糀台5丁目3番地の4 AEONFOODSTYLE西神中央店1 階
令和4年7月1日	あけぼの薬局 神戸 大学前店	薬局	神戸市兵庫区下祇園町1番8号
令和4年7月1日	エール薬局 荒田町 店	薬局	神戸市兵庫区荒田町4丁目14番2号 ミドリマンション1階
令和4年7月1日	ココカラファイン薬 局 JR垂水駅前	薬局	神戸市垂水区神田町1丁目20番 JR 垂水駅構内
令和4年7月1日	シャイン調剤薬局	薬局	神戸市須磨区中落合3丁目1番10号
令和4年7月1日	スギ薬局 名谷店	薬局	神戸市垂水区名谷町字横尾1763番地 の1
令和4年7月1日	せいりき薬局 霞ヶ 丘店	薬局	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目4番28号 コーポイナオカ北棟101号
令和4年7月1日	せいりき薬局 多聞 台店	薬局	神戸市垂水区多聞台4丁目14番10号 ボン サンテ1階101号室
令和4年7月1日	そうごう薬局 HA	薬局	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番

	T神戸店		3号 ケーズHAT神戸メディカル モール3階306-1
令和4年7月1日	調剤薬局マツモトキ ヨシ 阪急春日野道 駅前店	薬局	神戸市中央区国香通1丁目1番1号 グランディア阪急春日野道駅前1階
令和4年7月1日	ナガタ薬局駒ヶ林駅 前店	薬局	神戸市長田区二葉町5丁目1番1号 アスタくにつか5番館102号
令和4年7月1日	なぎさ調剤薬局	薬局	神戸市須磨区衣掛町4丁目2番31号
令和4年7月1日	日本調剤 新神戸薬 局	薬局	神戸市中央区籠池通4丁目1番11号
令和4年7月1日	阪神調剤薬局 元町 店	薬局	神戸市中央区元町通1丁目9番5号
令和4年7月1日	ヒーローズ薬局 塩 屋店	薬局	神戸市垂水区塩屋町4丁目8番12号
令和4年7月1日	フロンティア薬局 湊川駅前店	薬局	神戸市兵庫区上沢通1丁目1番1号 信栄商事ビル1階
令和4年7月1日	ほりうち薬局	薬局	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目4番2 号 横山ビル1F
令和4年7月1日	まこと薬局	薬局	神戸市須磨区横尾2丁目11番11号
令和4年7月1日	みどり薬局ポートア 일랜드	薬局	神戸市中央区港島中町8丁目6番6 号 ポートアイランドセンタースク エア2階1
令和4年7月1日	南五葉さくら薬局	薬局	神戸市北区南五葉2丁目1番36号
令和4年7月1日	薬局ジャパンファ ーマシー神戸ハーバ ー店	薬局	神戸市中央区東川崎町1丁目7番4 号 ハーバーランドダイヤニッセイ ビル7F
令和4年7月1日	薬局人丸ファーマシ ー住吉川	薬局	神戸市東灘区魚崎南町5丁目13番1 号 魚崎メディカルビル 1階
令和4年7月1日	エンジェル訪問看護 リハビリステーション	訪看	神戸市東灘区森北町1丁目5番11号 2階
令和4年7月1日	リハビリ訪問看護ス テーション蓄	訪看	神戸市兵庫区西上橘通1丁目1番23 号 ヴィラ神戸II101
令和4年7月1日	まる訪問看護ステー ション（更生医療の み）	訪看	神戸市須磨区離宮西町2丁目2番1 号 離宮ビル101

神戸市告示第391号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) マツザキ整形リハビリ医院 (旧) 医療法人社団かんの整形外科	神戸市垂水区日向2丁目1番4号	令和4年8月1日
(新) 医療法人社団侑友会杉浦耳鼻咽喉科医院 (旧) 医療法人社団杉浦耳鼻咽喉科	神戸市西区伊川谷町潤和字宮之西1425番地4号	令和4年6月23日

神戸市告示第392号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
ゆうまデンタルクリニック深江歯科診療所	神戸市東灘区深江北町3丁目10番11号	令和4年6月30日

神戸市告示第393号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活

保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
たけだ整骨院 桃山台院	藤田 智也	神戸市垂水区桃山台2丁目1番1号	令和4年8月1日

神戸市告示第394号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
たけだ整骨院 桃山台院	野崎 夏菜子	神戸市垂水区桃山台2丁目1番1号	令和4年7月31日

神戸市告示第395号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) マツザキ整形リハビリ医院	神戸市垂水区日向2丁目1番4号	医療法人社団 マツザキ整形リハビリ医院	神戸市垂水区日向2丁目1番4号	令和4年8月1日	訪問看護 訪問リハビリ テーション

(旧) 医療法人社団かんの整形外科					居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
(新) 医療法人社団侑友会 杉浦耳鼻咽喉科医院 (旧) 医療法人社団杉浦耳鼻咽喉科	神戸市西区伊川谷町潤和字宮之西1425番地4号	医療法人社団侑友会	神戸市西区伊川谷町潤和字宮之西1425番地4号	令和4年6月23日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

神戸市告示第396号

神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号。以下「条例」という。）第19条の規定により、神戸市立東部在宅障害者福祉センターの指定管理者となった社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体が、条例第5条の5第1項の規定によりその収入として収受する、神戸市立東部在宅障害者福祉センターに置く障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に規定するサービス事業所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第5条の5第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

利用料金の額

利用料金の種類	利用料金の額
条例第5条の5第2項第1号に	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業等に要した費用に相当する額

定める利用料金	(同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給がある場合にあっては、その支給額を控除した額)
条例第5条の5第2項第2号に定める利用料金	法第29条第1項に規定する特定費用のうち市長が必要があると認めるものの額(下表のとおり)

条例第5条の5第2項第2号に定める利用料金

ワークセンターいわや	食事の提供に要する費用	(昼食) 一食あたり 360円
東部サービス事業所		
生活介護・ 就労継続支援B型	食事の提供に要する費用	(昼食) 一食あたり 380円
	その他の日常生活に要する費用	(入浴) 一回あたり 250円
重症心身障害者 日中活動支援事業	食事の提供に要する費用	(昼食) 一食あたり 486円
	その他の日常生活に要する費用	(入浴) 一回あたり 250円
短期入所	食事の提供に要する費用	(朝食) 一食あたり 500円 (昼食) 一食あたり 750円 (夕食) 一食あたり 800円
	居住又は滞在に要する費用	(光熱水費) 一日あたり 260円 (リネン代) 一泊あたり 132円
	その他の日常生活に要する費用	(入浴) 一回あたり 250円

神戸市告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年9月7日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月20日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	大橋2号線	神戸市長田区若松町5丁目1番1地先から	新	110.00	最大 8.50 最小 8.40
		神戸市長田区若松町6丁目6番1地先まで	旧	110.00	最大 8.50 最小 8.40
市道	大橋4号線	神戸市長田区若松町5丁目6番2地先から	新	39.00	15.00

	神戸市長田区若松町5丁目6番2地先まで	旧	39.90	最大 最小	15.00 7.00
--	---------------------	---	-------	----------	---------------

神戸市告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年9月7日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月20日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水219号線	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2251番866地先から	新	27.40	最大 5.40 最小 5.00
		神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2251番861地先まで	旧	27.40	最大 4.90 最小 4.10
市道	西垂水220号線	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2251番674地先から	新	25.90	最大 4.70 最小 4.50
		神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2251番862地先まで	旧	25.90	最大 3.40 最小 3.00

公 告

神戸市公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

須磨パティオ

神戸市須磨区中落合2丁目2番

2 変更した事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位 置	出入口の数
駐車場敷地西側	入口1箇所
駐車場敷地北側	出口2箇所
駐車場敷地南側	
駐車場敷地南側	出入口2箇所
駐車場敷地東側	
合 計	5箇所

(変更後)

位 置	出入口の数
駐車場敷地東側	入口2箇所
駐車場敷地西側 (変更なし)	
駐車場敷地南側 (変更なし)	出口1箇所
駐車場敷地南側 (変更なし)	出入口2箇所
駐車場敷地北側	
合 計	5箇所

3 変更する年月日

令和4年7月11日

4 変更する理由

立体駐車場（B）の新築工事に伴い、駐車場の入口（A）に臨時的に出口（A）を新設する位置の変更を行っていたが、このたび立体駐車場の（B）の竣工・供用開始に伴い、一時的に設置した出口（A）を廃止し、原状回復を行うため。

また、立体駐車場（B）の利用促進を図るため、新たに出口（C）に入口（C）を設置する位置の変更を行うことにより、渋滞の緩和および利用者の安全性、利便性向上を図る。

5 届出年月日

令和4年7月8日

6 縦覧期間

令和4年8月19日から令和4年12月19日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
 三宮ビル東館4階
 神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸ダイヤモンドビル
 神戸市中央区明石町48

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
千歳コーポレーション株式会社	東京都千代田区神田鍛冶町3丁目6番地3	代表取締役 森岡 寛司

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
未定（3区画）		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年3月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,200平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	出入口の数
地下1階	1台
地下2階	8台
合 計	9台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	位 置	収 容 台 数
駐輪場①	1階	10台
駐輪場②	地下2階	4台
駐輪場③	地下2階	6台
駐輪場④	地下2階	36台
	合 計	56台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
地下1階	13.8平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
地下1階	32.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開 店 時 刻	閉 店 時 刻
午前10時	午後8時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置	出 入 口 の 数
店舗敷地西側	出入口：1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後9時まで

8 届出年月日

令和4年7月29日

9 縦覧期間

令和4年8月19日から令和4年12月19日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第152号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年8月22日

神戸市

代表者神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類(備考)	内容(土地の利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 作物			
神戸市東灘区御影山手 西田 忠弘	神戸市北区淡河町 中前 正志	北区淡河町行原字沢ノ垣599	田 1,521	本公告日 令和8年12月31日	15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市東灘区御影山手 西田 忠弘	神戸市北区淡河町 澤野 美智代	北区淡河町行原字沢ノ垣601	田 2,063	本公告日 令和8年12月31日	17,820円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区唐櫃台 福永 通凡	三田市すずかけ台 森 俊雄	北区大沢町上大沢字堀越東3033	田 4,297	本公告日 令和13年12月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区八多町 前田 滋樹	北区八多町屏風字西ノ谷2224 北区八多町屏風字西ノ谷2230	田 2,072の内 800 田 1,614の内 1,322	令和4年8月31日 令和14年9月30日	8,000円/1筆 13,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	神戸市西区玉津町 中垣 智亘	西区平野町堅田字北西山1158-1 西区平野町堅田字北西山1158-2	田 823 田 411	本公告日 令和9年3月31日	8,230円/1筆 4,110円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 松井 利浩	神戸市西区平野町 松井 保	西区平野町福中字サカノボリ101 西区平野町福中字サカノボリ105 西区平野町福中字コシ前133-1 西区平野町福中字コシ前133-2 西区平野町福中字コシ前134-3 西区平野町福中字コシ前138 西区平野町福中字平瀬241-1 西区平野町福中字平瀬244 西区平野町福中字平瀬246-1 西区平野町福中字平瀬248-1 西区平野町下村字山下333-1 西区平野町下村字山下334-1	田 2,079 田 3,140 田 545 田 2,123 田 49 田 99 田 138 田 204 田 307 田 532 田 534 田 133 田 84 田 111	令和4年9月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

		西区平野町下 村字山下 386-2 西区平野町下 村字天神ヶ原 424-3 西区平野町下 村字天神ヶ原 424-8	田 1,135 畑 373 畑 498				普通畑として利用	
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平 野町 戸田 美和	西区平野町大 畑字畦代 328	田 1,465	令和4年8月31日 令和14年9月30日	15,822円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区岩 岡町 確永 崇詞	西区岩岡町古 郷字南場 2326 西区岩岡町古 郷字南場 2327-1	田 1,478 田 1,423	令和4年8月31日 令和14年9月30日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市公告第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年8月24日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
グリーンコリドール西神中央建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区竹の台5丁目2番25 他
- 3 縦覧期間
令和4年8月24日から同年9月21日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話 (078) 595-6555

神戸市公告第162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市垂水区神陵台五丁目192番2）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認

定の取消し(令和4年8月8日第R4-5号)をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和4年8月25日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

神戸市公告第163号

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月1日条例13号)(以下、「条例」という。)第2条に定める神戸港港湾施設において、条例19条に規定する市長の許可を得ずに駐車し物件を放置する禁止行為があったため、港湾法(昭和25年法律218号)第56条の4第2項および第3項に基づき保管している。保管した工作物等について、所有者、占有者その他権原を有する者(以下、「所有者等」という。)の氏名および住所を確知することができないため、港湾法施行規則(昭和26年11月22日運輸省令第98号)第33条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

1 保管した工作物等

保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量				
登録番号等	車種	車体色	形状	数量
不明	不明	白・黒	バイク	1
不明	シグナス	白	バイク	1
不明	umi 100	橙	バイク	1
不明	レッツII	銀	バイク	2
不明	ソナーズ	白・黒	バイク	1
不明	レッツII	黒	バイク	1
不明	ジョグ	銀	バイク	1
不明	アクシス	白	バイク	1

2 保管した工作物等が駐車または放置されていた場所

神戸市灘区摩耶埠頭(道路・駐車場・運動公園等の港湾施設内各所)

3 保管を始めた日

令和4年8月9日

4 保管した工作物等の返還手続き

工作物等は神戸市が保管します。6か月の期間を過ぎると処分します。

当該物件の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所へ提出すること。

5 問い合わせ先

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号(ポートアイランドビル6階)

神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 078-304-2502

神戸市公告第164号

神戸市港湾施設条例（昭和48年4月1日条例13号）（以下、「条例」という。）第2条に定める神戸港港湾施設において、条例19条に規定する市長の許可を得ずに駐車し物件を放置する禁止行為があったため、港湾法（昭和25年法律218号）第56条の4第2項および第3項に基づき保管している。保管した工作物等について、所有者、占有者その他権原を有する者（以下、「所有者等」という。）の氏名および住所を確認することができないため、港湾法施行規則（昭和26年11月22日運輸省令第98号）第33条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

1 保管した工作物等

保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量				
自動車登録番号等	車種	車体色	形状	数量
不明	日産 セレナ	灰	乗用車	1

*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 保管した工作物等が駐車または放置されていた場所

神戸市灘区摩耶埠頭（摩耶埠頭内の物揚場岸壁）

3 保管を始めた日

令和4年8月10日

4 保管した工作物等の返還手続き

工作物等は神戸市が保管します。6か月の期間を過ぎると処分します。

当該物件の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

5 問い合わせ先

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号（ポートアイランドビル6階）

神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 078-304-2502

神戸市公告第165号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目27番11、187番2、187番3、187番6、187番7、187番8、
 187番9、187番10、27番13、187番8地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 兵庫県西宮市北昭和町6-4
 株式会社エストコーポレーション
 代表取締役 宮本 誠二郎
- 3 許可番号
 令和2年6月17日 第7034号
 （変更許可 令和4年1月25日 第1476号）

神戸市公告第166号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 神戸市垂水区西舞子4丁目220番1、220番18、220番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 明石市大久保町大窪497番地1
 関西住宅販売株式会社
 代表取締役 横野 修三
- 3 許可番号
 令和3年6月10日 第7118号

神戸市公告第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和4年9月6日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-8号	令和4年8月17日	神戸市東灘区向洋町中9丁目1-1の	176.7	6.7~7.6
		一部、1-15の一部	177.0	6.7~7.6
			27.0	15.4

			9.7	17.7
			9.7	25.9

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告第168号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年9月6日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-7号	令和4年8月15日	神戸市中央区港島9丁目2番1	336.61	26.50
		神戸市中央区港島9丁目5番1	213.43	26.50
		神戸市中央区港島9丁目11番1		

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の変更認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年9月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業
神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

神戸市公告第170号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年9月6日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-9号	令和4年8月22日	神戸市垂水区海岸通2169番4	45.7	14.5

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

